

令和6年度山形県地域・共同受注促進事業費補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 知事は、県内中小企業者の受注拡大に向けた競争力強化に資するため、企業グループ等が企業同士の結びつきを強め、共同受注に向けた体制整備、受注先の開拓及び受注活動に取り組む事業を行う場合において、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で企業グループ等に対し補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号及び第3号に規定する者（ただし、次号に規定するみなし大企業を除く。）をいう。
- (2) みなし大企業 次のいずれかに該当する中小企業者をいう。
 - イ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有する中小企業者
 - ロ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有する中小企業者
 - ハ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占める中小企業者
- (3) 企業グループ等 県内に事業所を有する中小企業者4社以上を中心に構成された企業のグループ、団体、組合等をいう。

(企業グループ等の要件)

第3条 補助金の交付の対象となる企業グループ等は、当該補助金の交付を令和3年度以降に2度受けていないものであって、企業グループ等を構成する企業が次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (3) 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入していること（加入する義務のないものを除く。）。
- (4) 厚生労働省が実施している雇用関係助成金について、不正受給をしてから3年を経過しない事業主又は補助金の交付の申請の日から交付の決定の日までの間に不正受給をした事業主でないこと。
- (5) 労働保険料を滞納していないこと（令和4年度の労働保険料を滞納していないこと。）。
- (6) 補助金の交付の申請の日の前日から過去1年間に労働関係法令の違反を行っていない事業主であること。

- (7) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱（平成15年4月1日施行）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更正又は再生手続を行っていないこと。
- (9) 宗教活動や政治活動を目的とする団体でないこと。

（交付の対象及び補助金の額）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表の左欄に掲げる事業（補助金の交付の決定の日から令和7年2月28日までに行うものに限る。）とし、補助金の額は、補助事業に要する同表の中欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）につき、同表の右欄に掲げるとおりとする。

（交付の申請）

第5条 規則第5条の規定による補助金交付申請書（規則別記様式第1号）の提出期限は、知事が別に定める日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（別記様式第1号）
- (2) 補助金所要額調書（別記様式第2号）
- (3) その他知事が必要と認める書類

（交付の決定）

第6条 知事は、補助金交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付の決定を行い、企業グループ等に通知するものとする。

（交付の条件）

第7条 規則第7条第1項第1号に規定する軽微な変更は、補助金の額の増又は30%を超える減を伴う変更以外の変更とする。

- 2 規則第7条第1項第1号の規定により知事の承認を受けようとするときは、事業計画変更承認申請書（別記様式第3号）に第5条各号に掲げる書類を添付して提出しなければならない。
- 3 規則第7条第1項第1号の規定により、補助事業の中止又は廃止について知事の承認を受けようとするときは、事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第4号）を提出しなければならない。
- 4 規則第7条第1項第2号の規定により知事の指示を受けようとするときは、事業遂行状況報告書（別記様式第5号）を提出しなければならない。
- 5 規則第7条第1項第2号の規定により付する条件は、次のとおりとする。
 - (1) 前条の規定に基づく交付の決定によって生じる権利の全部又は一部を知事の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。
 - (2) 補助事業に係る経理を明確に区分して処理するとともに、規則第21条の規定による帳簿及び証拠書類を整備し、令和7年度から5年間保管しておかなければならない。
 - (3) 知事は、企業グループ等が次のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- イ 虚偽の申請その他の不正行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- ロ 規則又はこの要綱に違反する行為があったとき。

(実績報告)

第8条 規則第14条の規定による補助事業実績報告書（規則別記様式第2号）の提出期限は、補助事業の完了した日（補助事業の廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日）から起算して20日を経過した日又は令和7年3月7日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（別記様式第1号）
- (2) 補助金精算額調書（別記様式第6号）
- (3) その他知事が必要と認める書類

(補助金の支払)

第9条 補助金は、交付すべき補助金の額が確定した後に支払うものとする。ただし、知事が必要と認めるときは、補助金の交付決定の後に、概算払をすることがある。

2 企業グループ等は、概算払を受けようとするときは、概算払請求書（別記様式第7号）に資金計画書（別記様式第8号）を添付して知事に提出しなければならない。

(疑義)

第10条 企業グループ等は、この要綱に関し疑義の生じた事項については、必要に応じ、知事の指示を受けるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表

補助事業	補助対象経費	補助金の額
企業グループ等が、専門家や先進事例を持つ企業等からの指導を受けて、共同受注に向けたルールづくり等の体制整備に取り組む事業や、共同受注に向けた発注先の開拓と受注活動に取り組む事業（ホームページ・パンフレット製作、展示会・商談会出展等）	謝金、旅費、資料代、印刷製本費、消耗品費、通信運搬費、商談会・展示会費、広告料、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金	補助対象経費の合計額の2分の1に相当する額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は350,000円のいずれか低い額

備考 補助対象経費には、次に掲げる経費を含めないものとする。

- (1) 課税事業者にあつては、補助対象経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額
- (2) グリーン車、ビジネスクラス等交通機関の上級な座席に係る料金
- (3) 収入印紙代
- (4) 行政機関等からの他の補助金等を充当する経費

山形県知事 氏 名 殿

企業グループ等
所在地
名称
代表企業名
代表者職・氏名

令和6年度山形県地域・共同受注促進事業費補助金交付申請書

令和6年度において、山形県地域・共同受注促進事業について、標記補助金 円
を交付されるよう、山形県補助金等の適正化に関する規則第5条の規定により関係書類を
添付して申請する。

山形県知事 氏 名 殿

企業グループ等
所在地
名称
代表企業名
代表者職・氏名

令和6年度山形県地域・共同受注促進事業実績報告書

令和 年 月 日付け産技第 号をもって補助金の交付の決定の通知があった標記補助事業について、山形県補助金等の適正化に関する規則第14条の規定により、その実績を関係書類を添付して報告する。

1 企業グループ等の概要

(1) 企業グループ等の名称

--

(2) 企業グループ等の代表企業

企業名	
代表者	役職 氏名
担当者	役職 氏名 電話番号 電子メールアドレス

(3) 企業グループ等の沿革

--

(4) 企業グループ等の役員

企業グループ等の役職	所属企業名	役職・氏名

(5) 企業グループ等の構成員

No.	企業名	所在地	資本金	従業員数	備考
1			万円	人	
2					
3					
4					
5					
...					

(注) 1 他の企業グループ等にも所属している企業については、その企業グループ等の名称を備考欄に記入すること。

2 行は、適宜追加すること。

2 誓約

本企業グループ等は、令和6年度山形県地域・共同受注促進事業費補助金交付要綱第3条に掲げる要件を全て満たしていることを誓約します。

3 事業の内容

共同受注に取り組む 目的	
共同受注の取組みで 想定している分野 (業界)・企業	
補助金を活用して取 り組む具体的な事業 の内容	
事業実施のスケジュー ール	
事業実施による効果	
今年度の目標	(例：共同受注のルール策定の完成)

4 事業実施体制図



(注) 企業グループ等の連携体制、企業グループ等と連携する支援機関や企業など、事業実施の体制を記入すること。

別記様式第2号

補助金所要額調書

区分	(A) 補助対象経費 支出予定額	(B) (A)×1/2 (千円未満切捨)	(C) 補助基準額	(D) 補助金所要額 (B)又は(C) のいずれか 低い額	(E) 自己資金 (A)-(D)	備考
謝金	円					
旅費						
資料代						
印刷製本費						
消耗品費						
通信運搬費						
商談会・展示 会費						
広告料						
委託料						
使用料及び賃 借料						
備品購入費						
負担金						
合計		円	円 350,000	円	円	

(注) 補助対象経費の積算根拠を備考欄に記載するか、別紙として添付すること。

山形県知事 氏 名 殿

企業グループ等
所在地
名称
代表企業名
代表者職・氏名

令和6年度山形県地域・共同受注促進事業計画変更承認（及び補助金変更
交付）申請書

令和 年 月 日付け産技第 号で補助金の交付決定の通知があった標記補助事業について、下記のとおり計画を変更し（、補助金の変更交付を受け）たいので、山形県補助金等の適正化に関する規則第7条第1項第1号の規定により承認されるよう、関係書類を添付して申請する。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容
- 3 補助金変更交付申請額（補助金の額に変更がある場合）

既交付決定額	金	円(A)
今回変更増△減額	金	円(B)
変更交付申請額	金	円(A)+(B)

(注) 添付書類のうち、様式第1号及び第2号については、変更前と変更後とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。また、その他の添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。（申請時以降変更のない場合は省略できる。）

山形県知事 氏 名 殿

企業グループ等
所在地
名称
代表企業名
代表者職・氏名

令和6年度山形県地域・共同受注促進事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け産技第 号で補助金の交付決定の通知があった標記補助事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので、山形県補助金等の適正化に関する規則第7条第1項第1号の規定により承認されるよう申請する。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止（廃止）の時期

山形県知事 氏 名 殿

企業グループ等
所在地
名称
代表企業名
代表者職・氏名

令和6年度山形県地域・共同受注促進事業遂行状況報告書

令和 年 月 日付け産技第 号で補助金の交付決定の通知があった標記補助事業について、山形県補助金等の適正化に関する規則第7条第1項第2号の規定により指示を受けたいので、下記のとおり報告する。

記

- 1 予定の期間内に完了しない（遂行が困難となった）理由
- 2 遂行状況と今後の見通し

別記様式第6号

補助金精算額調書

区分	(A) 補助対象経費 支出予定額	(B) (A)×1/2 (千円未満切捨)	(C) 補助基準額	(D) 補助基本額 (B)又は(C) のいずれか 低い額	(E) 補助金 既交付決定額	(F) 補助金 確定予定額 (D)又は(E) のいずれか 低い額	(G) 補助金 受入済額	(H) 補助金 今回請求額 (△返還額) (F)-(G)	備考
謝金	円								
旅費									
資料代									
印刷製本費									
消耗品費									
通信運搬費									
商談会・展示 会費									
広告料									
委託料									
使用料及び賃 借料									
備品購入費									
負担金									
合計		円	円 350,000	円	円	円	円	円	

(注) 補助対象経費の支払に係る領収書その他の書類でその支払の事実を証するものの写しを添付すること。

山形県知事 氏 名 殿

企業グループ等
所在地
名称
代表企業名
代表者職・氏名

令和6年度山形県地域・共同受注促進事業費補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け産技第 号で交付決定の通知があった標記補助金について、下記のとおり概算払により交付されるよう請求する。

記

1 概算払を必要とする理由（資金計画書別添）

2 概算払請求額

既交付決定額 (A)	既受領額 (B)	今回請求額 (C)	残額 (A)-(B)-(C)	備考
円	円	円	円	

3 振込先（県に債権者登録を行っている場合は、債権者登録コードのみ記入）

債権者登録コード	
金融機関名	
店舗名	
預金種別	普通・当座・その他（ ）
口座番号	
（カナ）	
口座名義人	

別記様式第8号

資金計画書

(単位：円)

	4月	5月	6月	7月	8月
県補助金					
自己資金					
収入合計 (A)					
補助対象経費 支出予定額 (B)					
差引 (A)-(B)					

	9月	10月	11月	12月	1月
県補助金					
自己資金					
収入合計 (A)					
補助対象経費 支出予定額 (B)					
差引 (A)-(B)					

	2月	3月	合計	備考
県補助金				
自己資金				
収入合計 (A)				
補助対象経費 支出予定額 (B)				
差引 (A)-(B)				

(注) 記載する金額は、交付申請時又は事業計画変更承認申請時に提出した様式第2号及び今回提出する概算払請求書に記載の県補助金の額と一致するものであること。